

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月六日から三十日間埼玉県川越県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月六日

埼玉県川越県土整備事務所長 新井哲也

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川越入間線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
狭山市大字南入曾字前原四六〇 番一地先から同市大字南入曾字 前原四六〇番七地先まで		区 間
九・一六〃 一八・二六	七・一八〃 九・一六	敷地の幅員 (メートル)
四六・七三		延長 (メートル)
交差点整備事業による。		備 考